

# 平成27年度事業計画

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

## 1. 基本方針・重要事項

公益社団化3年の経験をふまえ、更なる活動の充実を図り、会員にとって法人会活動が、より意義のあるものとして捉えられるよう、下記の点に留意しながら活動を展開して行く。

- 一、会員減少に歯止めをかけ、加入率80%以上を維持する。
- 一、府中税務署、府中税務団体連絡協議会との連携を強め、児童・生徒に対する税知識の普及を促進する。
- 一、福利厚生3社との連携を深め、積極的な会員紹介に力点を置き、加入率の目標を達成する。
- 一、「税制改正に関する提言」についても、会員の声が十分に反映された内容とする。
- 一、府中税務署の支援を得ながら、より今日的なテーマの税務研修を行う。

## 2. 主な事業計画

### I 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

#### (1) 税に関する説明会・研修会・セミナー・講演会の開催事業

不特定多数の企業経営者・経理担当者を対象に、税をテーマとして税知識の習得・普及・啓発・納税意識の高揚を目的に、「改正税法説明会」・「決算期別説明会」・「個別税制講座」・「マイナンバー制度」等の研修会を府中税務署の担当者・税理士・公認会計士・社会保険労務士等の専門的知識を有する講師により実施する。

#### (2) 租税教育事業

次代を担う児童・生徒に税を正しく理解してもらい、税が私たちの生活にどのように役立っているかを理解してもらうことを目的として実施する。

##### 【租税教室】

小学校6年生・中学校3年生の児童・生徒を対象に税の大切さや、使い道について勉強してもらうことを目的として開催する。

より一層の内容充実と事業拡大のため、租税教育委員会で検討し、親会も積極的に関与して、講師養成研修会の実施及び内容の再検討を行う。

##### 【税に関する絵はがきコンクール】

租税教室を行った小学校6年生を対象に、税を正しく理解し、税の大切さや、税の使い道について租税教室で勉強していただき、税が私たちの生活にどのように役立っているかを絵と文章で表現してもらうことを目的として実施する。

#### (3) 税の広報活動

①税知識の普及と啓発を目的とし、特に税法の改正事項について広報紙「法人ふちゅう」及びホームページで時宜に適した情報を発信する。

②期限内納税の推進と納税道義の高揚を目的として府中法人会が主体となって、府中管内の税務団体連絡協議会と共同で、確定申告時期に合わせて納税日より「芦水」を発行。

府中市内の町内会を通じて一般家庭に回覧するほか商工会議所・商工会を通じて配布

する。

③税を考える週間の中で他の税務団体連絡協議会と連携して、府中駅前街頭広報に努める。

(4) e-Taxの利用拡大

税金の重要性と徴税経費の節減を広報するため、夜間照明設備をしたe-TaxのPRの野立看板や府中市内2箇所にe-Taxの懸垂幕を設置して周知活動を行う。

e-Tax利用促進のパンフレットの配布等の活動を実施する。

(5) 税制提言活動

公益財団法人全国法人会総連合では、毎年全国の中小企業の租税負担の軽減と合理化・簡素化及び適正公平な税制税務に関する提言を行うため、全国の法人会会員から税制に関する意見・要望を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、全国大会で発表した後、関係機関等に要望活動を行っている。

当会においても会員から税制に関する意見・要望を取りまとめて一般社団法人広島県法人会連合会を通して公益財団法人全国法人会総連合に上申する。

税制・税務に関する提言は、全ての企業に関連した内容となっている。

なお、全国大会で発表された税制・税務に関する提言は、府中市長・府中市議会議長並びに、神石高原町町長、議長に提言書を手交し要望する。

## II 地域の経済・社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 地域経済・社会の活性化に資する事業

地域社会の健全な発展を目的として、地域の企業や住民を対象として税制・地域経済・健康・時事問題等をテーマとした講演会等を開催する。

(2) 地域経済・社会の改善に資する事業

地域の人々が安心して暮らせる環境作りを目的として、最も血液が不足する2月に献血募集事業を青年部会が実施している。ホームページ、広報紙で献血を呼びかけるとともに献血車の手配、当日の受付等を行なっている。多くの人に献血をして頂くために、献血場所はショッピングセンターで実施し、同所の従業員、一般の買い物客や近くの事業所・会員企業の従業員に呼びかける。

(3) 地域児童・生徒の健全な育成に資する事業

①地域児童・生徒の健全な育成と、伝統芸能の承継を目的として、府中教育委員会に管内の小学校1校を推薦していただき実施している。指導をプロの能楽師に依頼して心構え、姿勢、立ち振る舞い、落ち着いた動作、腹から声を発する謡い等を習得させ、5ヶ月間の練習後にその成果を保護者・一般市民に披露する。女性部会員が、振り付け、着付けの手伝いを行う。

また、児童を本物の能楽堂に招待し、檜舞台での能楽体験学習や雑巾掛けを行なっている。

## III 会員支援のための親睦・交流等に関する事業、福利厚生に関する事業

(1) 会員の交流に資するための事業

会員の輪を広げるとともに、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会、講習会、親睦ゴルフなどの事業を行う。

## (2) 会員増強事業

組織の充実強化策として、9月から12月を「会員増強月間」として積極的な会員増強を図るとともに、会員の脱会防止に努める。

## (3) 会員の福利厚生に資する事業

会員の福利厚生制度の支援、企業保全を目的とした生命保険・損害保険の普及・推進の事業を行なう。

### ① 経営者大型総合保障制度の普及・推進（案内・周知）

経営者や従業員の病気・事故による死亡・高度障害・入院等を保障する制度で、会員企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及・推進に努める。

### ② ビジネスガード（シリーズ）の普及・推進（案内・周知）

企業のさまざまなリスクをサポートする損害保険制度で、会員企業の経営の安定化のため普及・推進に努める。

### ③ がん保険制度の普及・推進（案内・周知）

がん・医療保険からなる制度で、会員企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及・推進に努める。

### ④ 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及・推進（案内・周知）

会員企業の取引先の倒産・支払遅延等の発生により、売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分を保障する制度で、会員企業の経営の安定化のため普及・推進に努める。